

サイクリスト優待サービス実施要領

サイクリスト優待サービスとは

県内や首都圏からのサイクリストがつくば霞ヶ浦りんりんロード周辺の商店街を立ち寄った際に、割引等の特典を受けられる仕組みを構築し、サイクリストへのおもてなしの充実を図るとともに、地元商店街等の売上増加による地域の活性化を目指します。

優待事業者になるためには...

募集対象

店舗又は事業所等において、サイクリストに向けおもてなしサービスを提供していただける事業者の方

サービス内容の例

- 商品代や飲食代、宿泊料などの割引
- 景品の提供

※サービス提供に係る費用につきましては、各事業者様においてご負担願います。

次に該当する（又はその恐れのある）ものは除きます。

- 法令その他公序良俗に反するもの
- 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- 社会通念上、サイクリストの誘客促進を図る対象として適当と認められないもの

優待店になると...

- のぼり（県から提供）を店頭掲示することにより、「サイクリストにおもてなしをする事業者」として県民にアピールできます。（イメージアップ効果）
- 優待ステッカーなどの画像を広告宣伝等に利用できます。（広告宣伝効果）
- 優待事業者の情報が、県のサイクリングの専用ホームページなどにより、全国のサイクリストに広く周知されます。（情報周知効果）

登録手続の流れ

登録の希望に基づき、県が確認を行い、内容が適切と認められる場合に登録申込書を提出いただきます。登録後、のぼりの配布、ホームページでの周知を行います。

優待サービス店登録期間

平成31年3月末まで（見直し等を行い期間の延長等を行ってまいります。）